

1 2 社会保障の健全運営

○臨時福祉給付金事業（社会福祉課） 122,809 千円（新規事業） 予算書 P113

[国・県：122,809 千円]

*国・県積算根拠（単位：千円）

[国補：臨時福祉給付金事業費補助金 110,500,000 円×10/10=110,500 千円]

[国補：臨時福祉給付金事務費補助金 12,309,000 円×10/10=12,309 千円]

（目的及び期待する効果）

4 月からの消費税率引き上げに伴う所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的に臨時福祉給付金を支給する。

（内容）

給付対象者：平成 26 年度の市民税（均等割）非課税者。ただし、本人の被扶養者が課税されている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外となる。

給付額：給付対象者 1 人につき 1 万円

ただし、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者や児童扶養手当、特別障がい者手当等の受給者などについては、5 千円が加算される。

10,000 円×9,500 人=95,000 千円

5,000 円×3,100 人=15,500 千円

○生活保護庶務事務（社会福祉課） 5,166 千円（4,432 千円） 予算書 P134

[国・県：2,450 千円 一財：2,716 千円]

*国・県積算根拠（単位：千円）

[国補：セーフティネット支援対策等事業費補助金 577 千円]

[県補：緊急雇用創出等基金（住まい対策分）事業補助金 1,873 千円]

（目的及び期待する効果）

生活保護法に基づき、生活保護の実施機関として事務を行うにあたり、その体制を整え効率化を図ることにより、制度の適正実施が期待できる。今年度も県補助金を活用して「就労支援員」を雇用し、受給者の自立促進を図る。

（内容）

・非常勤職員報酬	1,897,000 円	・精神科医謝金	168,000 円
・旅費	190,000 円	・消耗品費、燃料費、修繕料	190,000 円
・通信運搬費、手数料、自動車損害保険料		・生活保護システム保守点検	906,000 円
	626,000 円	・コンピュータ賃借料	312,000 円
・レセプト点検、訪問調査委託料	276,000 円	・自動車重量税	7,000 円
・生活保護システム改修	594,000 円		

○生活保護事業（社会福祉課） 398,820 千円（425,112 千円） 予算書 P135

[国・県：306,963 千円 その他：200 千円 一財：91,657 千円]

*国・県積算根拠（単位：千円）

[国負：生活保護費負担金（生活扶助費等分）(204,509,000 円-200,000 円)×3/4≒153,231 千円]

[国負：生活保護費負担金（医療扶助費等分）184,746,000 円×3/4≒138,559 千円]

[国負：生活保護費負担金（介護扶助費等分）9,565,000 円×3/4≒7,173 千円]

[県負：生活保護費負担金（法 73 条関係）2,000,000 円×4= 8,000 千円]

*その他積算根拠（単位：千円）

[諸収入：生活保護法第 63 条返還金 50 千円]

[諸収入：生活保護法第 63 条返還金（滞納繰越分）50 千円]

[諸収入：生活保護法第 78 条返還金（滞納繰越分）100 千円]

（目的及び期待する効果）

要保護者に対し、一定の基準に従い必要な保護を行い、憲法に保障された健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を促進する。

(内容)

- ・現状 (平成 25 年 11 月 30 日現在)
 - 常住人口 63,721 人 (平成 25 年 11 月 1 日現在)
 - 保護世帯数 177 世帯
 - 保護人数 240 人
 - 保護率 0.38% (保護人数/常住人口×100)
- ・見込み (平成 26 年 11 月 30 日)
 - 保護世帯数 192 世帯
 - 保護人数 254 人
- ・扶助別内訳
 - 生活扶助 127,248 千円
 - 住宅扶助 70,152 千円
 - 教育扶助 2,664 千円
 - 医療扶助 184,746 千円
 - 生業扶助 1,165 千円
 - 葬祭扶助 1,000 千円
 - 介護扶助 9,565 千円
 - 施設事務費 2,280 千円

○後期高齢者医療広域連合負担金 (国保年金課) 290,699 千円 (266,637 千円) 予算書 P108
[一財: 290,699 千円]

(目的及び期待する効果)

国民皆保険を堅持し、将来にわたり持続可能なものにしていくため創設された高齢者医療制度の円滑な運営を図る。

(内容)

後期高齢者医療広域連合へ市町村から職員を派遣し、組織を運営維持していくための共通経費及び療養給付費の市町村負担分を広域連合へ納付する。

- ・共通経費負担金 14,883,327 円
- ・療養給付費負担金 275,814,679 円

○後期高齢者健康診査事業 (国保年金課) 11,876 千円 (9,199 千円) 予算書 P108
[その他: 7,013 千円 一財: 4,863 千円]

*その他積算根拠 (単位: 千円)

[諸収入: 後期高齢者健康診査受託料 7,013 千円]

(目的及び期待する効果)

被保険者を対象にした健康診査の実施及び人間・脳ドック検診の費用を助成することにより、疾病の早期発見や予防に重点をおいた健康状態の確認を促すことで、被保険者の健康の保持増進を図り、医療費の抑制を図る。また、受診率向上のため、平成 23 年度から開始した集団健診の無料化及び医療機関での個別健診を継続し、利便性の向上と受診機会の拡大を図るとともに、将来的な医療費の抑制を図る。

(内容)

- ・健康診査
 - 地区公民館等において実施する集団健診と、医療機関で行う個別健診を実施する。
 - データの管理を行い被保険者の健康管理の参考とする。
 - 集団健診 7,711 円 × 1,070 人
 - 個別健診 10,947 円 × 90 人
- ・人間・脳ドック検診助成
 - 指定医療機関 (7 施設) において実施する。
 - 人間ドック 15,800 円 × 90 人
 - 脳ドック 26,300 円 × 33 人

○医療費助成事業（国保年金課） 310,875 千円（311,057 千円） 予算書 P110

[国・県：144,333 千円 その他：19,802 千円 一財：146,740 千円]

*国・県積算根拠（単位：千円）

[県補：医療福祉費補助金（医療費）（301,340,000 円－19,802,000 円（高額療養費等返納金））
×50%＝140,769 千円]

[県補：医療福祉費補助金（事務費） 7,128,000 円×50%＝3,564 千円]

*その他積算根拠（単位：千円）

[諸収入：高額療養費返納金 19,800 千円]

[諸収入：第三者行為返納金 1 千円]

[諸収入：一部負担金返納金 1 千円]

（目的及び期待する効果）

医療福祉費支給制度は、小児、妊産婦、ひとり親家庭及び重度障がい者に対して、医療費の一部を県と市が2分の1ずつ負担し、医療費を助成する。

これにより、必要な医療を容易に受診できるようにし、健康の保持・増進及び経済的負担の軽減を図り、生活の安定と福祉の向上に寄与する。

（内容）

疾病や負傷等に要する診療・調剤費、柔道整復師の施術及び治療用補装具等に対する医療費を助成する。

扶助費	・妊産婦医療費	20,060,000 円	（対象者数 340 人）
	・小児医療費（0歳～小3まで）	95,680,000 円	（ " 4,160 人）
	・母子家庭医療費	32,640,000 円	（ " 960 人）
	・父子家庭医療費	2,700,000 円	（ " 100 人）
	・重度障がい者医療費	88,160,000 円	（ " 380 人）
	・高齢重度障がい者医療費	62,100,000 円	（ " 450 人）
	・第三者行為等	2,000 円	

○すこやか医療費助成事業（国保年金課） 127,669 千円（121,724 千円） 予算書 P111

[その他：200 千円 一財：127,469 千円]

*その他積算根拠（単位：千円）

[諸収入：高額療養費返納金 200 千円]

（目的及び期待する効果）

医療福祉費支給制度を所得制限等により利用できない小児・児童（小学3年生まで）、妊産婦及び制度の対象となっていない小学4年生から中学3年生までの児童に対して、市が単独で医療費を助成する。

これにより、義務教育課程終了までのすべての児童に対し必要な医療を容易に受診できるようにし、すこやかな成長に寄与する。

（内容）

疾病や負傷等に要する診療・調剤費、柔道整復師の施術及び治療用補装具等に対する医療費を助成する。

扶助費	・妊産婦医療費（注1）	8,668,000 円	（対象者数 440 人）
	・小児医療費（0歳～小3まで）（注1）	52,140,000 円	（ " 2,370 人）
	・小児医療費（小4～中3まで）	60,300,000 円	（ " 4,020 人）

（注1）医療福祉費支給制度を所得制限等により利用できない対象者分

○国民年金事務（国保年金課） 1,684 千円（1,413 千円） 予算書 P112

[国・県：1,684 千円]

*国・県積算根拠（単位：千円）

[国委：拠出年金事務費交付金 1,684 千円]

(目的及び期待する効果)

国民年金は、すべての国民を対象として、老齢、障がい又は死亡により国民生活の安定が損なわれる事を共同連帯により防止し必要な給付を行うことを目的としている。

市は、日本年金機構から委任を受けた業務として、届出・請求等の受付とともに、国民年金制度に対する理解と周知を図り、健全な市民生活の維持向上に寄与する。

(内容)

国民年金被保険者の各種届出、免除・若年者猶予・学生特例申請、各種裁定請求などの窓口受付を行い、迅速に進達し、年金事務所と連携協力しながら年金の受給権の確保を行う。

また、平成 26 年度から公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等を目的に、保険料免除等の取扱いが変更されるため、将来、無年金となることを防ぎ、市民生活の安定を図る上でも関係機関との連携を密にし、市民への制度周知及び窓口相談業務の充実を図る。

○市営住宅管理事業（建設課） 5,905 千円（6,398 千円） 予算書 P182

[その他：5,905 千円]

*その他積算根拠（単位：千円）

[使用料：薬師台市営住宅使用料 5,897 千円]

[諸収入：公営住宅防火施設整備補助金 8 千円]

(目的及び期待する効果)

住宅の確保が困難な低額所得者に対して低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。

(内容)

施設の維持補修等の管理を行う。

・市営住宅管理（管理戸数 66 戸）

旅費		19 千円
需用費	修繕料等	4,914 千円
役務費	損害保険料外	161 千円
委託料	環境衛生委託料	143 千円
	植栽管理委託料	195 千円
	電算処理委託料	273 千円
原材料費		200 千円

○市営住宅修繕費積立金（建設課） 9,795 千円（6,157 千円） 予算書 P236

[その他：9,795 千円]

*その他積算根拠（単位：千円）

[使用料：薬師台市営住宅使用料 9,733 千円]

[財産収入：市営住宅修繕費積立金利子 62 千円]

(目的及び期待する効果)

市営住宅の維持補修等に使用し、入居者の生活環境を良好に維持する。

(内容)

施設の維持補修等に係る積立金

○一般事務費（国保年金課） 28,798 千円（28,402 千円） 予算書 P265

[その他：28,704 千円 一財：94 千円]

*その他積算根拠（単位：千円）

[繰入金：職員給与費等繰入金 28,704 千円]

(目的及び期待する効果)

国保事業に係る事務の円滑かつ適正な執行に努め、事業の安定運営を図る。

(内容)

国保事務に要する人件費及び物件費等であり、主に診療報酬明細書（レセプト）点検や国民健康保険電算処理業務の委託料である。

○国民健康保険税賦課徴収経費（国保年金課） 4,478千円（4,910千円） 予算書 P267

[その他：4,453千円 一財：25千円]

*その他積算根拠（単位：千円）

[繰入金：職員給与費等繰入金 4,453千円]

（目的及び期待する効果）

国保税の負担の公平性を図るため、適正な賦課に努め、国保財政の健全化を図る。

（内容）

国保税賦課に係る納税通知書の発送（納期月：7月～2月 年8回）及び適正な賦課を行うための所得照会や未申告者に対する申告の勧奨を行う。また、国保税の収納状況等に応じて、短期被保険者証、資格証明書等の交付事務を行う。

○国民健康保険趣旨普及費（国保年金課） 686千円（667千円） 予算書 P268

[その他：686千円]

*その他積算根拠（単位：千円）

[繰入金：職員給与費等繰入金 686千円]

（目的及び期待する効果）

相互扶助の理念をもとに運営する国保制度の仕組みや趣旨、目的及び事業内容等について、被保険者に理解と協力を促し、国保事業の円滑な運営を図る。

（内容）

国保制度の趣旨普及用パンフレットを作成し、既加入者に対しては納付書に同封して郵送し、新規加入者については、窓口で配布することで周知を図る。また、70歳以上の加入者に対して、高齢受給者用パンフレットを作成し、高齢者医療制度の仕組み等について理解を得る。

○保健衛生普及費（国保年金課） 903千円（483千円） 予算書 P274

[一財：903千円]

（目的及び期待する効果）

医療に関する情報の提供や知識向上のための啓発を行うことで、病気や怪我等の発生を未然に防ぎ、被保険者の健康の保持増進を図る。

（内容）

ジェネリック医薬品利用差額通知の発送、医療費適正化啓発パンフレットやジェネリック医薬品希望シールを配布することにより、被保険者の医療費適正化の意識を高揚させ、医療費の抑制を図る。

○疾病予防費（国保年金課） 13,390千円（13,168千円） 予算書 P274

[一財：13,390千円]

（目的及び期待する効果）

被保険者に対し医療費通知を送付することで、自己の健康管理に対する意識や医療費の費用額に対する認識の向上を図る。また、人間・脳ドック検診費用の助成により、疾病の早期発見や予防に重点をおいた健康状態の確認を促すことで、被保険者の健康の保持増進と医療費の抑制を図る。

（内容）

1 医療費通知の送付

被保険者に対し、医療費の給付内容を通知し、健康や費用額に対する意識の向上を図ることに努める。

・医療費通知回数 6回（4月・6月・8月・10月・12月・2月）

・医療費通知件数 延べ38,400件（見込み）

2 人間ドック検診費用助成（対象：40歳から74歳までの方で、国保税完納又は完納見込みである国保加入者）

・1人当たり助成額 15,800円

・定員 なし

3 脳ドック検診費用助成（対象：40歳から74歳までの方で、国保税完納又は完納見込みであ

る国保加入者)

- ・1人当たり助成額 26,300円
- ・定員 なし

○特定健康診査・特定保健指導（国保年金課） 43,971千円（44,286千円） 予算書 P274

[国・県：14,698千円 一財：29,273千円]

*国・県積算根拠（単位：千円）

[国負：特定健康診査等負担金 7,349千円]

[県負：特定健康診査等負担金 7,349千円]

（目的及び期待する効果）

不健康な生活習慣の蓄積から発病する生活習慣病の予備群や、生活習慣病の重症化などで合併症へと悪化する被保険者の状況を早期に発見・改善することで、医療費の抑制を図る。

（内容）

「高齢者の医療の確保に関する法律（平成20年4月1日施行）」に基づき、特定健康診査及び特定保健指導を40歳から74歳までの国保加入者に対して実施する。また、実施率向上のため、平成23年度から開始した集団健診の無料化及び医療機関での個別健診を継続し、利便性の向上と受診機会の拡大を図ることで、将来的な医療費の抑制を図る。

- ・集団健診 受診者見込み数：4,700人
- ・個別健診 受診者見込み数：140人

○一般事務費（国保年金課） 3,284千円（3,024千円） 予算書 P290

[その他：3,284千円]

*その他積算根拠（単位：千円）

[繰入金：事務費等繰入金 3,284千円]

（目的及び期待する効果）

後期高齢者医療事業の円滑かつ適正な執行に努め、事業の安定運営を図る。

（内容）

後期高齢者医療事務執行に要する電算システム委託料及び被保険者証などの郵送料等

○後期高齢者医療保険料徴収経費（国保年金課） 3,660千円（3,562千円） 予算書 P291

[その他：3,660千円]

*その他積算根拠（単位：千円）

[繰入金：事務費等繰入金 3,640千円]

[手数料：督促手数料 20千円]

（目的及び期待する効果）

被保険者への納付書等の送付、収納管理及び徴収等を行うことにより保険料の納付を促し、収納率の向上を図る。

（内容）

納付書及び督促状等の郵便料並びに電算委託料

役務費（郵便料等） 745,000円

委託料（電算処理等） 1,028,000円

後期高齢者医療保険料徴収推進員にかかる報酬

報酬 1,172,000円

○後期高齢者医療広域連合納付金（国保年金課） 366,046千円（344,914千円） 予算書 P292

[その他：366,046千円]

*その他積算根拠（単位：千円）

保険料全体×現年度特徴・現年度普徴・過年度分割合×収納率

[保険料：現年度分特別徴収保険料 315,161千円×62.88%×100.00%≒198,174千円]

[保険料：現年度分普通徴収保険料 315,161千円×36.81%×98.79%≒114,608千円]

[保険料：過年度分普通徴収保険料	315,161千円×0.31%×97.37%≒	951千円]
[保険料：滞納繰越分普通徴収保険料		3,000千円]
[繰入金：保険基盤安定繰入金		49,213千円]
[諸収入：延滞金		100千円]

(目的及び期待する効果)

後期高齢者医療制度を円滑に運営維持するために必要な費用を納付することにより、被保険者が必要な医療を受けることができるようになり、もって老人福祉の増進を図る。

(内容)

被保険者が納付した保険料等を茨城県後期高齢者医療広域連合に納付する。また、軽減措置等により減額された保険料を補填する。(保険基盤安定納付金)

保険料等負担金	316,831,575円
保険基盤安定納付金	49,213,722円

○一般事務費(介護福祉課) 8,091千円(7,666千円) 予算書 P309

[その他：8,091千円]

*その他積算根拠(単位：千円)

[繰入金：事務費繰入金 8,091千円]

(目的及び期待する効果)

介護保険に係る事務を適正かつ効率的に執行し、事業の安定運営を図る。

(内容)

介護保険の事務に要する人件費及び物件費であり、主な計上は郵便料や電算処理業務委託料である。

○介護保険事業計画等策定事業(介護福祉課) 5,776千円(－) 予算書 P309

[その他：5,776千円]

*その他積算根拠(単位：千円)

[繰入金：事務費繰入金 5,776千円]

(目的及び期待する効果)

平成27年度から3箇年を計画期間とする第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定することを目的とする。

この計画に位置づけられている様々な計画や施策により、65歳以上の高齢者がそれぞれの状態に応じていきいきと前向きに暮らしていける。また、住み慣れた地域で安心して生活することができる。

(内容)

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は3年を1期とした計画であり、現計画は平成24年度から平成26年度までの3箇年に応じた第5期計画であるため、平成27年度から平成29年度までの第6期計画を平成26年度中に作成する必要がある。

65歳以上の高齢者全員を対象にアンケート(日常生活圏域ニーズ調査)を実施し、課題の抽出や検証を行い、第6期計画に反映させる。

○介護保険料賦課徴収経費(介護福祉課) 3,726千円(3,705千円) 予算書 P311

[その他：3,726千円]

*その他積算根拠(単位：千円)

[繰入金：事務費繰入金 3,726千円]

(目的及び期待する効果)

介護保険の財源を確保することを目的とする。

介護保険財政の安定運営を図ることができる。

(内容)

介護保険第1号被保険者に対し介護保険料の賦課(保険料額の決定)及び徴収(特別徴収(年金から徴収)、普通徴収)を行う。

電算処理により、迅速かつ効率的な事務処理を行う。

○介護認定審査会経費（介護福祉課） 15,204 千円（15,428 千円） 予算書 P312

[その他：15,204 千円]

*その他積算根拠（単位：千円）

[繰入金：事務費繰入金 15,204 千円]

（目的及び期待する効果）

要介護等認定申請者の要支援・要介護の審査及び判定を行う介護認定審査会を運営することを目的とし、審査会の判定により、申請者が必要な介護・支援サービスを利用することができる。

（内容）

要介護等認定申請者の認定調査結果、主治医意見書及び一次判定結果をもとに介護の必要性（要介護度等）について、申請日から 30 日以内を目途に審査、判定を行う。

○認定調査経費（介護福祉課） 16,616 千円（18,840 千円） 予算書 P312

[その他：16,616 千円]

*その他積算根拠（単位：千円）

[繰入金：事務費繰入金 16,616 千円]

（目的及び期待する効果）

要介護度審査判定機関である介護認定審査会の基礎資料を作成することを目的とする。

迅速・適正な介護認定に結びつけることができる。

（内容）

認定調査員が要介護等認定申請者を訪問し、身体機能、生活機能、認知機能、精神・行動障がい等の分野において介助の状況や有無について調査をし、介護認定審査会の基礎資料を作成する。

○特定高齢者把握事業（介護福祉課） 1,440 千円（1,969 千円） 予算書 P317

[国・県：540 千円 その他：598 千円 一財：302 千円]

*国・県積算根拠（単位：千円）

[国補：地域支援事業交付金（介護予防事業） 1,440,000 円×25% =360 千円]

[県補：地域支援事業交付金（介護予防事業） 1,440,000 円×12.5%=180 千円]

*その他積算根拠（単位：千円）

[基金交付金：地域支援事業支援交付金 1,440,000 円×29% ≒418 千円]

[繰入金：地域支援事業繰入金（介護予防事業）1,440,000 円×12.5%=180 千円]

（目的及び期待する効果）

要支援・要介護状態となる恐れの高い状態にある高齢者（特定高齢者）を把握することを目的とし、把握した特定高齢者に対して、介護予防に資する情報提供や事業利用を促すことができる。

（内容）

日常生活圏域ニーズ調査における生活機能基本チェック項目の回答結果を基に特定高齢者を把握し、介護予防に資する資料を送付する。

役務費（通信運搬費） 1,066,000 円

委託料（生活機能評価集計業務） 374,000 円

○介護予防普及啓発事業（介護福祉課） 877 千円（188 千円） 予算書 P318

[国・県：328 千円 その他：363 千円 一財：186 千円]

*国・県積算根拠（単位：千円）

[国補：地域支援事業交付金（介護予防事業） 877,000 円×25% ≒219 千円]

[県補：地域支援事業交付金（介護予防事業） 877,000 円×12.5%≒109 千円]

*その他積算根拠（単位：千円）

[基金交付金：地域支援事業支援交付金 877,000 円×29% ≒254 千円]

[繰入金：地域支援事業繰入金（介護予防事業）877,000 円×12.5%≒109 千円]

(目的及び期待する効果)

65歳以上の高齢者に、介護予防に関する知識を得てもらうことを目的とする。
介護予防を意識した生活を送ることで、日常生活動作の維持向上が期待できる。

(内容)

講演会の実施や出前講座でのパンフレット配布をとおり、介護予防の普及啓発を行う。また、シルバーリハビリ体操の普及に取り組む。

報償費（講師謝礼）	160,000円
需用費（消耗品費）	477,000円
委託料（シルバーリハビリ体操推進事業）	240,000円

○地域介護予防活動支援事業（介護福祉課） 17,524千円（17,246千円） 予算書 P318

[国・県：6,539千円 その他：7,323千円 一財：3,662千円]

***国・県積算根拠（単位：千円）**

[国補：地域支援事業交付金（介護予防事業） 17,438,000円×25% ≒4,359千円]
[県補：地域支援事業交付金（介護予防事業） 17,438,000円×12.5%≒2,180千円]

***その他積算根拠（単位：千円）**

[基金交付金：地域支援事業支援交付金 17,438,000円×29% ≒5,057千円]
[繰入金：地域支援事業繰入金（介護予防事業） 17,438,000円×12.5%≒2,180千円]
[諸収入：実習負担金 500円×172人=86千円]

(目的及び期待する効果)

地域における高齢者の介護予防活動の推進を図ることを目的とする。

対象者が積極的に参加したいと思えるような多様なメニューを実施し、当該事業を通じて参加者同士の交流を図り、自主的な取組みに繋げる等の工夫をすることにより、市民の参加を促すことができ、地域づくりに資することができる。

(内容)

報償費（講師謝礼）	20,000円
需用費（調理実習消耗品）	219,000円
げんき館 20回、保健センター3回、北守谷 2回、南守谷 2回	
委託料	17,246,000円
生きがい活動支援通所（げんき館）	16,194,000円
認知症サポーター養成講座（小中学校の児童・生徒、出前サロン等 12箇所）	360,000円
健康指導教室（K-fit：運動器の機能向上プログラム）	692,000円
備品購入費（パソコンソフト）	39,000円

○介護予防ケアマネジメント事業（介護福祉課） 4,419千円（4,367千円） 予算書 P319

[国・県：2,618千円 その他：873千円 一財：928千円]

***国・県積算根拠（単位：千円）**

[国補：地域支援事業交付金（包括的支援事業） 4,419,000円×39.5% ≒1,745千円]
[県補：地域支援事業交付金（包括的支援事業） 4,419,000円×19.75%≒ 873千円]

***その他積算根拠（単位：千円）**

[繰入金：地域支援事業繰入金（包括的支援事業） 4,419,000円×19.75%≒ 873千円]

(目的及び期待する効果)

特定高齢者に対する介護予防及び日常生活支援を目的とする。

特定高齢者の心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、予防サービス事業、生活支援サービス事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助を行うことができる。

(内容)

管理栄養士及び歯科衛生士が電話及び訪問による支援を行う。

報酬（管理栄養士・歯科衛生士）	3,972,000円
旅費（費用弁償）	76,000円

需用費（消耗品費）	73,000 円
委託料（在宅生活状況調査）	292,000 円
備品購入費（栄養指導備品）	6,000 円

○総合相談事業（介護福祉課） 2,659 千円（4,193 千円） 予算書 P320

[国・県：1,575 千円 その他：525 千円 一財：559 千円]

*国・県積算根拠（単位：千円）

[国補：地域支援事業交付金（包括的支援事業） 2,659,000 円×39.5% ≒1,050 千円]

[県補：地域支援事業交付金（包括的支援事業） 2,659,000 円×19.75%≒ 525 千円]

*その他積算根拠（単位：千円）

[繰入金：地域支援事業繰入金（包括的支援事業） 2,659,000 円×19.75%≒ 525 千円]

（目的及び期待する効果）

高齢者に関する相談を受け、適切な機関、制度、サービスに繋ぎ、継続的に支援していくことを目的とし、地域包括ケアとしての継続支援の入口としての効果が期待できる。

（内容）

地域包括支援センター及び在宅介護支援センター4 箇所（24 時間 365 日対応）における窓口、電話及び訪問による相談に加え、生活機能相談として、作業療法士及び理学療法士による窓口相談、訪問指導を行う。

報酬（生活機能相談員）	1,225,000 円
旅費（費用弁償）	52,000 円
需用費（消耗品費）	19,000 円
委託料	1,363,000 円
高齢者世帯状況調査 @2,700 円×3 人×4 箇所×12 箇所	≒389,000 円
24 時間緊急対応業務 @20,000 円×4 箇所×12 箇月	=960,000 円
要介護認定者相談業務	14,000 円

○家族介護支援事業（介護福祉課） 1,759 千円（1,860 千円） 予算書 P321

[国・県：1,029 千円 その他：364 千円 一財：366 千円]

*国・県積算根拠（単位：千円）

[国補：地域支援事業交付金（包括的支援事業） 1,738,000 円×39.5% ≒686 千円]

[県補：地域支援事業交付金（包括的支援事業） 1,738,000 円×19.75%≒343 千円]

*その他積算根拠（単位：千円）

[繰入金：地域支援事業繰入金（包括的支援事業） 1,738,000 円×19.75%≒343 千円]

[諸収入：徘徊高齢者位置情報検索端末機利用負担金 21 千円]

（目的及び期待する効果）

在宅で高齢者を介護している家族に対しサービスを提供することで、家族の介護負担を軽減し、高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができる。

（内容）

報償費（講師謝礼：認知症の方の家族の集い）	180,000 円
需用費（消耗品費）	16,000 円
委託料	163,000 円
徘徊高齢者位置情報検索端末機貸与	40,000 円
ねたきり老人日用品配達業務	123,000 円
扶助費（ねたきり老人日用品支給〔紙おむつ〕）	1,400,000 円

○地域自立生活支援事業（介護福祉課） 776 千円（934 千円） 予算書 P

[国・県：153 千円 その他：568 千円 一財：55 千円]

*国・県積算根拠（単位：千円）

[国補：地域支援事業交付金（包括的支援事業） 259,000 円×39.5% ≒102 千円]

[県補：地域支援事業交付金（包括的支援事業） 259,000 円×19.75%≒ 51 千円]

*その他積算根拠（単位：千円）

[繰入金：事務費繰入金 517 千円]

[繰入金：地域支援事業繰入金（包括的支援事業） 259,000 円×19.75%≒ 51 千円]

（目的及び期待する効果）

老衰、障がい、傷病等の理由により調理が困難な高齢者に対し、栄養バランスの取れた食事を提供することで、栄養管理が図れるとともに、地域での自立した生活の支援をすることができる。

（内容）

委託料（食の自立支援事業（配食サービス）） 776,000 円

○一般事務費（介護福祉課） 9,520 千円（9,486 千円） 予算書 P335

[その他：9,520 千円]

*その他積算根拠（単位：千円）

[サービス収入：居宅介護予防支援サービス費収入 4,326 円×123 人×12 箇月×0.35
≒2,234 千円]

[サービス収入：居宅介護予防支援サービス費収入 3,150 円× 9 人×12 箇月×0.35
≒ 119 千円]

[繰入金：事務費繰入金 7,167 千円]

（目的及び期待する効果）

指定介護予防支援事業所の指定を受けた地域包括支援センターが、事業者として予防給付に係る介護予防ケアマネジメントを行うことを目的とする。

要支援認定者一人ひとりの状態に応じた目標志向型のケアプランを作成し、サービス提供に繋げることで、要支援認定者の生活機能の維持・向上と生活の質の向上が期待できる。

（内容）

要支援認定者に対するケアプラン作成を行う介護支援専門員の人件費及び活動経費並びに国保連合会への介護給付費請求を行うための経費

報酬（介護支援専門員）	8,986,000 円
旅費（費用弁償、特別旅費）	130,000 円
需用費（消耗品費、燃料費、修繕料）	191,000 円
役務費（通信運搬費、手数料、自動車損害保険料）	155,000 円
使用料及び賃借料（賃借料）	24,000 円
負担金補助金及び交付金（負担金）	27,000 円
公課費（自動車重量税）	7,000 円

○居宅介護予防支援サービス費（介護福祉課） 4,372 千円（2,708 千円） 予算書 P337

[その他：4,372 千円]

*その他積算根拠（単位：千円）

[サービス収入：居宅介護予防支援サービス費収入 4,326 円×123 人×12 箇月×0.65
≒4,151 千円]

[サービス収入：居宅介護予防支援サービス費収入 3,150 円× 9 人×12 箇月×0.65
≒ 221 千円]

（目的及び期待する効果）

居宅介護支援事業所に要支援認定者に対するケアプラン作成を委託することで、要支援認定者が介護給付に移行した場合の連携を確保することができる。

（内容）

要支援認定者に対するケアプラン作成を居宅介護支援事業所に委託するための経費

委託料（居宅介護予防支援サービス） 4,372,000 円

（月額基本@4,326 円、初期加算@3,150 円）

@4,326×123 人×12 箇月×0.65（委託割合）≒4,150,364 円

@3,150× 9 人×12 箇月×0.65（委託割合）= 221,130 円